

平成27年7月31日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「平成27年度行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成27年8月から実施する下記テーマの計画について公表します。

- **発達障害者支援に関する行政評価・監視**
発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進を図る観点から、発達障害者への各ライフステージにおける支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

- **子育て支援に関する行政評価・監視－子どもの預かり施設を中心として－**
待機児童の解消につながる子どもの預かり施設の効果的な整備等を図る観点から、子ども・子育て支援に関する計画の策定状況や施設の整備等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

<発達障害者支援に関する行政評価・監視>

行政評価局法務、外務、文部科学等担当評価監視官室

担当：宗像

電話（直通）：03-5253-5450、FAX：03-5253-5457

<子育て支援に関する行政評価・監視－子どもの預かり施設を中心として－>

行政評価局厚生労働等担当評価監視官室

担当：長澤

電話（直通）：03-5253-5453、FAX：03-5253-5457

<行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当：佐々木

電話（直通）：03-5253-5407、FAX：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

発達障害者支援に関する行政評価・監視

調査の背景

- 発達障害者支援法は、平成17年4月の施行から約10年が経過
- 発達障害の早期発見、発達支援、学校における支援、就労の支援、発達障害者支援センターの設置などが進展

- 一方、ライフステージを通じた継続した支援の在り方に課題があるとの指摘
 - アセスメントツール(発達障害を発見するための評価シート)の導入が進んでいない。
 - 幼保小中高の進学過程で支援が途切れる場合がある。
 - 他の障害者と比べて発達障害者の就職率が低い。

- 発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進を図ることが必要
- 各ライフステージにおける支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 発達障害者及び発達障害者支援の概況

- 発達障害者の概況
- 発達障害者支援の概況

2 各ライフステージにおける支援の実施状況

- 就学前支援の実施状況
- 学校における支援の実施状況
- 就労の支援の実施状況

3 発達障害者支援センターの運営状況

- 発達障害者支援センターの運営状況

主要調査対象

調査対象機関

厚生労働省、文部科学省、内閣府

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、教育委員会、関係団体等

調査実施期間

平成27年8月～28年7月(予定)

子育て支援に関する行政評価・監視－子どもの預かり施設を中心として－

調査の背景

- 近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出等により、子育てをめぐる地域や家庭の状況が大きく変化
- 都市部を中心に保育所入所や放課後児童クラブ利用の待機児童が数多く存在
- 子育て支援新制度が平成27年4月から実施

- 地方公共団体は、子育て支援の需要を把握した上で、教育・保育施設やサービス等を提供
- 施設整備等を進めても新たな需要を喚起し、待機児童の解消に至らないとの指摘
- 女性の社会進出が進む中、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が必要

- 待機児童の解消につながる子どもの預かり施設の整備等を効果的なものにする必要
- 地方公共団体における子育て支援に関する計画の策定状況、施設の整備状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 子育て支援に関する計画の策定状況

- 子育て支援に関する需要の把握状況、需要を踏まえた計画の策定状況等を調査

2 施設の整備等の状況

- 認定子ども園、幼稚園、保育所、小規模保育施設、放課後児童クラブ等の整備の状況、既存の施設の活用状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、文部科学省、厚生労働省、財務省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成27年8月～28年7月(予定)

参 考 資 料

- 1 発達障害者支援に関する行政評価・監視・・・・・・・・・・ 1
- 2 子育て支援に関する行政評価・監視
一子どもの預かり施設を中心として一・・・・・・・・・・ 2

発達障害の特性

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（発達障害者支援法第2条）

それぞれの障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

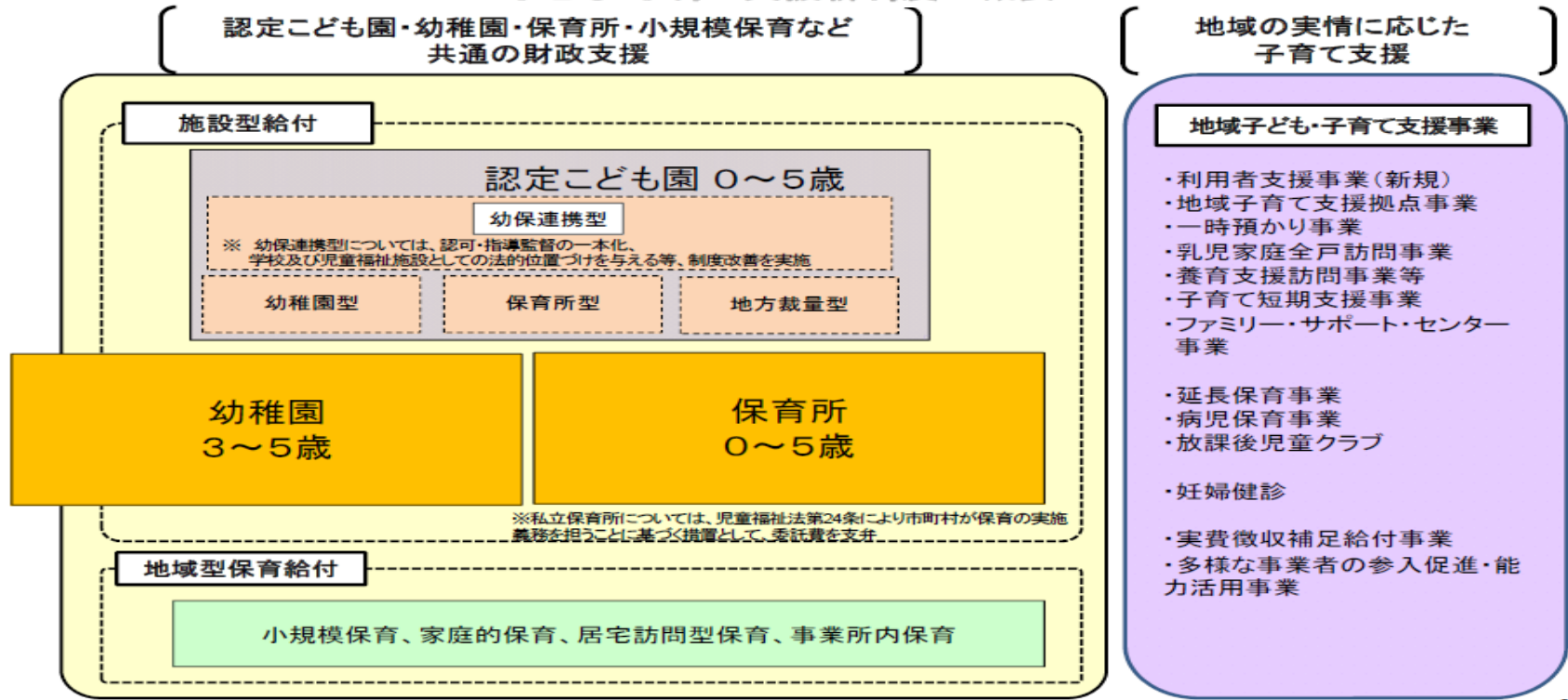
学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

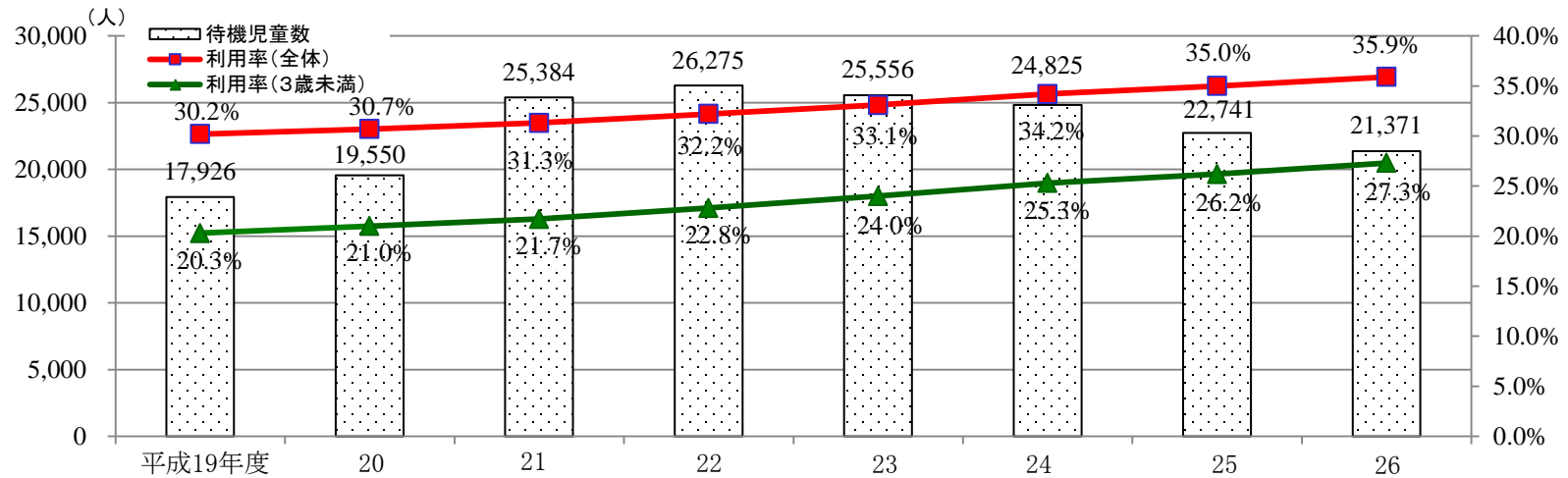
※このほか、トゥレット症候群や吃音（症）なども発達障害に含まれます。

（出典）「発達障害の理解のために」（厚生労働省パンフレット）から抜粋した。

子ども・子育て支援新制度の概要



(保育所待機児童数及び保育所利用率の推移)



※ 「子ども・子育て支援新制度について」(平成27年5月内閣府子ども・子育て本部)
「保育所関連状況取りまとめ(平成26年4月1日)」(平成26年9月12日厚生労働省公表資料)に基づき当省が作成した。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

- クラブ数 22,084か所
(参考:全国の小学校20,357校)
- 登録児童数 936,452人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人
〔利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所〕

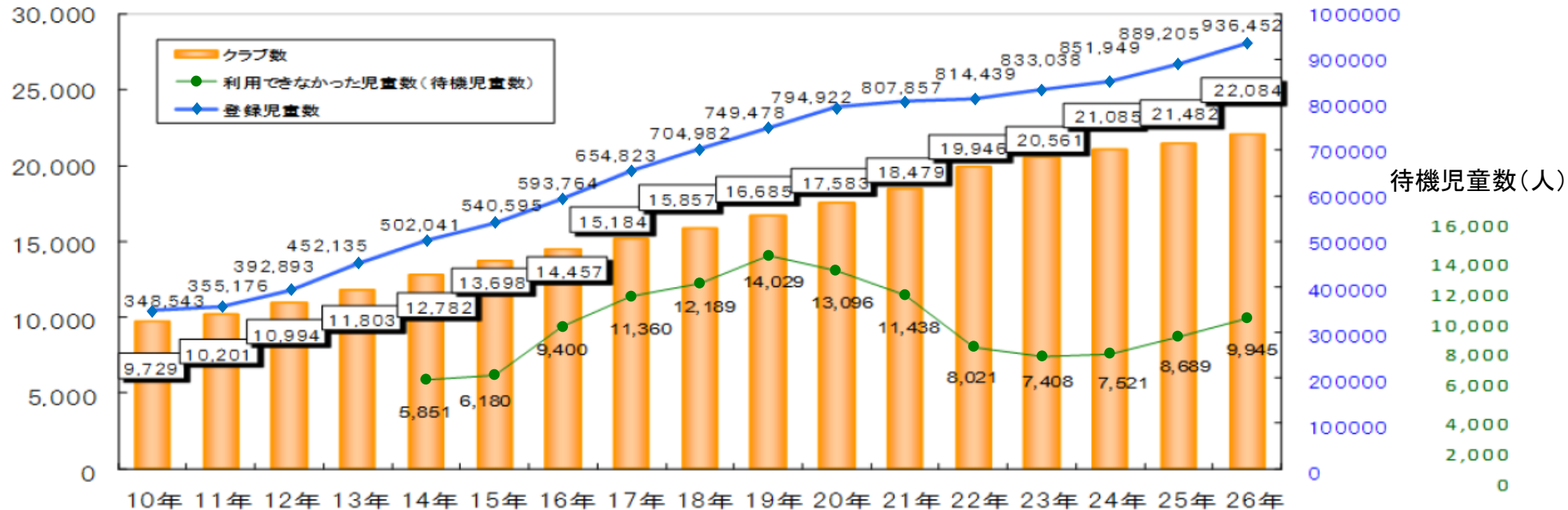
【今後の展開】

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)
- ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
 - ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
 - ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

クラブ数(か所)

登録児童数(人)



※「子ども・子育て支援新制度について」(平成27年5月内閣府子ども・子育て本部)を基づき当省が作成した。